



令和4年9月2日  
住宅局住宅生産課

令和4年10月1日に施行される長期優良住宅の認定制度について説明します！

～WEB 動画配信する形式で説明～

令和4年10月1日に施行される改正長期優良住宅法による長期優良住宅の認定制度の見直しの概要等について、令和4年8月16日に公布された省令及び関係告示の内容をもとにWEB動画を配信する形式により説明します。

※令和4年7月15日に公布前時点における暫定的な情報として概要説明動画を公開したところですが、今回の説明動画は、令和4年8月16日に公布された内容をもとに、公布前概要説明動画からの変更点も含め、長期優良住宅の認定制度の見直しの概要等を説明するものです。

- 主な内容：・建築行為を伴わない既存住宅の認定制度の創設（申請手続きを含む）  
・認定基準の見直し（省エネ基準の引き上げ、共同住宅等における基準の合理化、壁量基準の見直し）  
・施行日前後の認定基準の適用の考え方 等

- 配信日時・場所：9月2日（金）14時 配信開始  
（一社）住宅性能評価・表示協会ホームページ内で説明動画、資料等を配信

- 参加方法：下記URLより配信動画を視聴してください。

<https://www.hyoukakyokai.or.jp/chouki/kaisei.html>

## 問い合わせ先

国土交通省 住宅局 住宅生産課 福井、大貫

代表電話 代表：03-5253-8111（内線39434、39435） 直通：03-5253-8510 FAX：03-5253-1629